

企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定 についての意見の募集

平成 29 年 1 月 12 日
企業会計基準委員会

1. 本意見募集文書の公表の経緯

1. 当委員会は、平成 13 年の設立以後、我が国の金融資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、公正性、透明性のある形で会計基準の開発を行ってきている。当委員会が開発する会計基準が市場関係者から信頼を得るためには、適正手続（以下「デュー・プロセス」という。）を確保することが不可欠であると考えている。
2. 当委員会が開発する会計基準のデュー・プロセスは、公益財団法人財務会計基準機構（以下「FASF」という。）の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されている。
3. 平成 25 年 6 月に制定された適正手続規則においては、日本基準の開発にあたって実施すべきデュー・プロセスの 1 つとして、適用後レビューに関する規定（別紙 1 を参照）が設けられている。当該規定では、当委員会が重要と認められる新規の企業会計基準等（当委員会が開発する企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告のことをいう。以下同じ。）の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、適用後レビューを実施しなければならないとされており、適用後レビューの計画又は実施の都度、FASF の理事会に設置される適正手続監督委員会に対して、適用後レビューの実施計画、実施状況、実施結果への対応の状況等適正手続規則の遵守の状況を書面にて報告することとされている（適正手続規則第 25 条及び第 29 条）。
4. 当委員会が開発する会計基準が高品質なものとして市場関係者から信頼を得るためには、デュー・プロセスを確保する必要がある、適用後レビューは重要なデュー・プロセスであると考えている。
5. 適用後レビューの目的として、適正手続規則第 25 条では「委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。」と規定しているが、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価するにあたっては、次の事項を把握することが考えられる。
 - (1) 企業会計基準等が、公表時に想定していた有用な情報を提供しているか。
 - (2) 企業会計基準等の適用にあたり、ガイダンスの不足等により解釈上の問題が生じていないか。

- (3) 企業会計基準等の適用にあたって、予想外のコストが生じていないか。
6. 当委員会では、適用後レビューの計画の策定のために、当委員会が公表した企業会計基準等のうち、前項の適用後レビューの目的を踏まえ、いずれの企業会計基準等を適用後レビューの対象として選定するかについて検討を行い、また、市場関係者に対して意見聴取（以下「アウトリーチ」という。）を行った。
7. 当該アウトリーチでは、適用後レビューを実施することがデュー・プロセスの上で重要であることは理解されたと同時に、特定の企業会計基準等に関して適用後レビューを実施すべきとの意見は聞かれなかった。一方、予備的な調査という位置付けで、市場関係者の意見を幅広く収集することは有用であるとの意見も聞かれた。
8. 現在、当委員会及び FASF では、主に次の方法により、定期的に市場関係者から意見を聴取しており、第 5 項に記載した適用後レビューの目的に関連する懸念点を、一定程度把握できる体制が整っているものと考えられる。
- (1) 基準諮問会議（年 3 回）による新規テーマの選定
- 当委員会で取り扱うテーマについては、基本的に、FASF 内に設置されている基準諮問会議からの提言を尊重することとしている。基準諮問会議は、団体、個人を問わず、新規テーマの提案を受け付けており、第 5 項(1)から(3)に関する懸念が生じた場合には、このプロセスを通じて基準諮問会議により把握される。
- (2) 定期的なアウトリーチ
- 当委員会では、財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等へのアウトリーチを定期的に行っており、第 5 項(1)から(3)に関する懸念が生じた場合には、これらのアウトリーチにより把握される。
9. 第 7 項及び第 8 項の状況を踏まえて、当委員会は、現時点では、適用後レビューを行う個別の企業会計基準等を選定していない。ただし、基準諮問会議及び定期的なアウトリーチの参加者は、比較的限定されていることから、より幅広い市場関係者から第 5 項に記載した適用後レビューの目的に関連する懸念点の有無を把握することが有用であると考えられる。
- 以上を踏まえ、今般、「企業会計基準等に関する適用後レビューの計画策定についての意見の募集」（以下「本意見募集文書」という。）を公表することとした。

これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要

10. 本意見募集文書により、意見を幅広く把握するにあたって、企業会計基準等の内容をより理解いただくことができるよう、参考資料に、これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の概要を記載している。
- 具体的には、これまでに当委員会が公表した企業会計基準等のうち、すべての企業会計基準及び主な企業会計基準適用指針を対象に、次の事項を参考資料に記載している。

- (1) 企業会計基準等の公表の経緯
- (2) 企業会計基準等の主な内容
- (3) 企業会計基準等の公表後の改正内容
- (4) 開発中に議論となった主な事項

II. 本意見文書の質問項目

11. 本意見文書の対象とする企業会計基準等の一覧は、別紙 2 に記載のとおりである。本意見募集文書では、これらの企業会計基準等について、第 5 項に記載した適用後レビューの目的に関連する懸念点の有無に関して、意見を幅広く把握することを目的としている。具体的な質問項目は、次のとおりである。

質問1 (回答者の属性)

お寄せいただくご意見を今後の当委員会における適用後レビューの計画策定において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

質問2 (企業会計基準等が、公表時に想定していた有用な情報を提供しているか(第 5 項(1)))

当委員会がこれまでに公表した企業会計基準等のうち、有用な情報が十分に提供されていない企業会計基準等があるとお考えの場合には、当該企業会計基準等の名称及びその理由について、ご意見をご記載ください。

質問3 (企業会計基準等の適用にあたり、ガイダンスの不足等により解釈上の問題が生じていないか(第 5 項(2)))

当委員会がこれまでに公表した企業会計基準等のうち、ガイダンスの不足等により解釈上の問題が生じている企業会計基準等があるとお考えの場合には、当該企業会計基準等の名称及び解釈上の問題の内容について、ご意見をご記載ください。

質問4 (企業会計基準等の適用にあたって、予想外のコストが生じていないか(第 5 項(3)))

当委員会がこれまでに公表した企業会計基準等のうち、実務において過大なコストが生じている企業会計基準等があるとお考えの場合には、当該企業会計基準等の名称及びコストの内容について、ご意見をご記載ください。

質問5（その他）

その他、ご意見があればご記載ください。

III. 今後の予定

12. 当委員会では、本意見募集文書に寄せられた意見を踏まえ、適用後レビューの計画（対象とする企業会計基準等、実施方法、実施スケジュール等）を策定する予定である。

以 上

(別紙1) 適正手続規則 (抜粋)

以下は、適正手続規則のうち適用後レビューに関する規定を抜粋したものである。

(適用後レビューの目的)

第 25 条 委員会は、重要と認められる新規の企業会計基準等の開発及び既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者、監査人に与えた影響を評価する目的で、適用後レビューを実施しなければならない。

(適用後レビューの実施時期)

第 26 条 適用後レビューは、原則として、新規の企業会計基準等が適用された後、2 年後から開始する。

(適用後レビューの結果への対応)

第 27 条 委員会は、適用後レビューの結果、企業会計基準等の改正を行うことがある。その場合に準拠すべき手続は、新規の企業会計基準等の開発又は既存の企業会計基準等の改正を行う場合と同一のものとする。

(適用後レビューの結果の公表)

第 28 条 委員会は、提供された情報及び追加的な情報を十分に検討し、その検討結果を報告書に取りまとめ財務会計基準機構のホームページに公表する。

(適正手続監督委員会への委員会の報告)

第 29 条 委員会は、重要と認められる企業会計基準等の公表又は改正及び修正国際基準の改正の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して、別紙を参考に本規則の遵守の状況を書面にて報告する。

(別紙2) これまでに当委員会が公表した企業会計基準等の一覧

以下は、これまでに当委員会が公表したすべての企業会計基準等（適用期間が2年を経過していない企業会計基準等を除く。）を一覧で示したものである。

I. 企業会計基準

基準番号	企業会計基準名	公表日
第1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	平成14年2月21日
第2号	1株当たり当期純利益に関する会計基準	平成14年9月25日
第3号	【企業会計基準第26号（平成24年5月17日公表）の適用により廃止】	—
第4号	役員賞与に関する会計基準	平成17年11月29日
第5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	平成17年12月9日
第6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準	平成17年12月27日
第7号	事業分離等に関する会計基準	平成17年12月27日
第8号	ストック・オプション等に関する会計基準	平成17年12月27日
第9号	棚卸資産の評価に関する会計基準	平成18年7月5日
第10号	金融商品に関する会計基準	平成18年8月11日
第11号	関連当事者の開示に関する会計基準	平成18年10月17日
第12号	四半期財務諸表に関する会計基準	平成19年3月14日
第13号	リース取引に関する会計基準	平成19年3月30日
第14号	【企業会計基準第26号（平成24年5月17日公表）の適用により廃止】	—
第15号	工事契約に関する会計基準	平成19年12月27日
第16号	持分法に関する会計基準	平成20年3月10日

第 17 号	セグメント情報等の開示に関する会計基準	平成 20 年 3 月 21 日
第 18 号	資産除去債務に関する会計基準	平成 20 年 3 月 31 日
第 19 号	【企業会計基準第 26 号（平成 24 年 5 月 17 日公表）の適用により廃止】	—
第 20 号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	平成 20 年 11 月 28 日
第 21 号	企業結合に関する会計基準	平成 20 年 12 月 26 日
第 22 号	連結財務諸表に関する会計基準	平成 20 年 12 月 26 日
第 23 号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正	平成 20 年 12 月 26 日
第 24 号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	平成 21 年 12 月 4 日
第 25 号	包括利益の表示に関する会計基準	平成 22 年 6 月 30 日
第 26 号	退職給付に関する会計基準	平成 24 年 5 月 17 日

II. 企業会計基準適用指針

指針番号	企業会計基準適用指針名	公表日
第 1 号	退職給付制度間の移行等に関する会計処理	平成 14 年 1 月 31 日
第 2 号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針	平成 14 年 2 月 21 日
第 3 号	その他資本剰余金の処分による配当を受けた株主の会計処理	平成 14 年 2 月 21 日
第 4 号	1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針	平成 14 年 9 月 25 日
第 5 号	【改正企業会計基準適用指針第 2 号（平成 17 年 12 月 27 日公表）の適用により廃止】	—
第 6 号	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針	平成 15 年 10 月 31 日
第 7 号	【企業会計基準第 26 号（平成 24 年 5 月 17 日公表）の適用により廃止】	—

第 8 号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針	平成 17 年 12 月 9 日
第 9 号	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針	平成 17 年 12 月 27 日
第 10 号	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針	平成 17 年 12 月 27 日
第 11 号	ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針	平成 17 年 12 月 27 日
第 12 号	その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理	平成 18 年 3 月 30 日
第 13 号	関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針	平成 18 年 10 月 17 日
第 14 号	四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針	平成 19 年 3 月 14 日
第 15 号	一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針	平成 19 年 3 月 29 日
第 16 号	リース取引に関する会計基準の適用指針	平成 19 年 3 月 30 日
第 17 号	払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理	平成 19 年 4 月 25 日
第 18 号	工事契約に関する会計基準の適用指針	平成 19 年 12 月 27 日
第 19 号	金融商品の時価等の開示に関する適用指針	平成 20 年 3 月 10 日
第 20 号	セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針	平成 20 年 3 月 21 日
第 21 号	資産除去債務に関する会計基準の適用指針	平成 20 年 3 月 31 日
第 22 号	連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針	平成 20 年 5 月 13 日
第 23 号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針	平成 20 年 11 月 28 日
第 24 号	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針	平成 21 年 12 月 4 日
第 25 号	退職給付に関する会計基準の適用指針	平成 24 年 5 月 17 日

III. 実務対応報告

報告番号	実務対応報告名	公表日
第1号	旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い	平成14年3月29日
第2号	退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い	平成14年3月29日
第3号	【企業会計基準適用指針第4号（平成14年9月25日公表）の適用により廃止】	—
第4号	【改正実務対応報告第5号（平成22年6月30日公表）の適用により廃止】	—
第5号	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）	平成14年10月9日
第6号	デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い	平成14年10月9日
第7号	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）	平成15年2月6日
第8号	コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い	平成15年2月6日
第9号	1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い	平成15年3月13日
第10号	種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い	平成15年3月13日
第11号	外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い	平成15年9月22日
第12号	法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い	平成16年2月13日
第13号	【企業会計基準第4号（平成17年11月29日公表）の適用により廃止】	—

第 14 号	固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い	平成 16 年 3 月 22 日
第 15 号	排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い	平成 16 年 11 月 30 日
第 16 号	【企業会計基準適用指針第 17 号（平成 19 年 4 月 25 日公表）の適用により廃止】	—
第 17 号	ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い	平成 18 年 3 月 30 日
第 18 号	連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い	平成 18 年 5 月 17 日
第 19 号	繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い	平成 18 年 8 月 11 日
第 20 号	投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い	平成 18 年 9 月 8 日
第 21 号	有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い	平成 18 年 9 月 8 日
第 22 号	厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い	平成 18 年 10 月 27 日
第 23 号	信託の会計処理に関する実務上の取扱い	平成 19 年 8 月 2 日
第 24 号	持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い	平成 20 年 3 月 10 日
第 25 号	金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い	平成 20 年 10 月 28 日
第 26 号	【適用期間の満了により平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止】	—
第 27 号	電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い	平成 21 年 4 月 9 日
第 28 号	改正法人税法及び復興財源確保法に伴う税率変更等に係る四半期財務諸表における税金費用の実務上の取扱い	平成 24 年 1 月 20 日
第 29 号	改正法人税法及び復興財源確保法に伴い税率が変更	平成 24 年 3 月 16 日

	された事業年度の翌事業年度以降における四半期財務諸表の税金費用に関する実務上の取扱い	
第 30 号	従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い	平成 25 年 12 月 25 日
第 31 号	リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い	平成 26 年 6 月 30 日

以 上